

第11回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成25年8月8日（木） 13時30分～15時30分
- 2 場所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、林委員、吉村委員、吉田委員

4 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
論点の整理について
- 3 閉会

5 議事の経過

- 事務局より資料について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（事務局より参考資料4についての説明）

（以下、参考資料4等について質疑及び自由討議）

- 平成20年に地方法人特別税が導入された際は、事業税に限って偏在是正措置を行ったが、法人住民税の法人税割の調整は必要なかったという積極的な判断ではなく、場合によっては法人税割でも調整することもあり得たという経緯があった。今回の見直しは、当然根っこの部分に戻って市町村税の法人税割の部分を含めて議論するべきであると思う。

ただし、市町村税の偏在は、法人税割だけでなく、固定資産税、特に償却資産税においてもあり得るが、固定資産税は極めて地方税原則にかなう税ということもあるので今回、固定資産税を含めて議論するのは大きな論点。

法人税割について、事業税として同じ延長線上にあると整理でき、また地方は一種の共同体であり、その中で税源をいかに共有するかということから考えると、法人税割も議論に含める必要があると思うが、関係者が増えることから覚悟してかからないといけない議論。

- 地方税計、歳出総額の数字は、道府県分と市町村分の合計だということだが、重複控除がなされた後の数字なのか。

- 決算統計上、都道府県分と市町村分を別に出しており、合計した場合は、単純合計で算出している。一般財源についても双方に計上しており、県・市町村で合計する際は、双方控除する必要がある。精査したものを次回提出する。(事務局)
- 東京都は都区財調で8千億円の調整交付金があるため、数字が変わってくると思うがどうか。
- 都区財調は制度上1本なので、合計分は重複していない。(事務局)
- 偏在や格差はいろいろな尺度があり、どれを採用しても価値判断と切り離せない。そうであるからこそいろいろな方面で検討が必要。どれが適正か判断は難しいため、広く検討することが重要。
- 税収を見ればいいという話もあったが、法人移管する地域の担税力として多くの人が同意できる指標はないのか。
- 税収と課税標準の違いは超過課税と徴収率のみであり、徴収率はほぼ99%なので税収そのものが課税標準という状況である。
法人税の所得の分布を見ても、法人は本店所在地で所得を出しており、あまり意味をなさないと思う。事業税も分割基準を出しているが、それがすべて法人の活動を示しているわけではない。(事務局)
- 資本金や均等割は税率が異なり、単にタックスベースとして計算された所得の集計値と税収は、地域の資本金の分布などによって違ってくるのではないかと。累進課税を採っている個人所得課税も所得の分布によって税収が変わっており、法人はどうなっているのかという疑問がある。
- 個人住民税については、そのような議論があるが、非課税世帯の所得が不明であり、限定的なデータしか出ない。
法人所得については本店所在地ですべて計上されるため、地域分布を見ることができず、また法人所得がどこで発生したか自体争いがあり、分割基準の議論が行われている。(事務局)
- 歳出総額や一般財源に関しての最大最小は、人口1人当たりで割返しても、基準財政需要額で割返してもそれほど大差がないが、地方税の計と留保財源+財源超過額については、人口1人当たりと基準財政需要額との割返しにかなり差があるが何か影響しているのか。

- 基準財政需要額は、人口が多くなると規模の利益が働くということがあり、人口の多いところは基準財政需要額が小さくなるという結果。(事務局)
- 参考資料4の税収の低い団体について、東日本大震災の被災団体が入っているが、我々が知りたいことではないのでこれを除外したらものを出してほしい。

(以下、資料2 II「税制における是正方策と地方法人課税のあり方について」について質疑及び自由討議)

- 法人税の担税力に相当するものをどのように地域に割り振るか、ちゃんとした方策がないのであれば、法人税が地方税としてふさわしいのか、また、地方税として認めるにしても一地域から特定の課税標準に従って取り上げることがふさわしいのかという論点も出てくる。
清算基準にも関係するが、複数の地域に渡って活動している法人の所得をどう地域間に割り振るか、整理する必要がある。法人の所得、利潤を地域間で割っているのかも今後整理していくべき。
- アメリカなどにおいては、各州が勝手に割り当てを決めている。そのため調査は出来合いのものがないと厳しいのではないか。
- 第2回の資料5で分割基準のついでの基本的な考え方を示している。ほとんどの国は法人所得課税の際に国で分割するという制度を採っておらず、分割基準の議論には諸外国との比較の話が出てこなかった。(事務局)
- 例えば、すでに廃止されているが、フランスはなるべく分割基準を必要としないように外形でかけるという工夫をしていたり、ドイツでは、そもそも共同税でかけて、その配分のルールは別途あり、アメリカにおいては、各州が決めている。
- EUにおいてCCCTBという域内において広域に活動している企業に対して、各国で課税ベースを共通化した上で税源を配分しようという議論がある。売上、労働、資産でそれぞれウェイトづけを全て同じにして課税ベースを分割して各国で課税する。
- 地域に存在する経済活動の規模があり、それに応じて税収が支払われるというイメージをもっている。一企業の活動が複数の地域に跨がっている

場合に、その企業の経済活動の総体をどうにかして地域に割り振って地域ごとに収計したものが法人税の元になるリソースと考える。そのリソースをどのように地域ごとに計算し、割り振るのが問題になっているが、今までの資料が果たして、それを適当に表しているのかは疑問。そもそもそのような地域間の割り振りが困難であるのであれば、法人二税を、特定の地域の税源としてみなすのではなく、地方全体の税として扱うべきという議論も可能と思う。

○ 初期の段階において提起された企業の活動量をどのように把握するのか、利益等に課税するのか、客体をどう設定するのかということには根拠が関わってくる。地域間の割り振りの問題は、マスメディアの組織財政論でも触れている国際課税論、すなわち国際的にどうやって課税していくかという問題とアナロジーで論じられる問題。

○ 地域の財政力をどのように測るかという問題にも関係すると思う。

○ 法人課税が地方税としてふさわしくないという論点があるが、ならば現実的に税源交換できるかといえば相当無理な話であり、偏在是正は法人課税でやるしかないと思う。その際懸念があるのは、他の地方税においても偏在があるが、それを法人課税で是正しようとしても100%できないので、さらに住民税や固定資産税で是正しようという論理に結びつかないように歯止めをかける準備をする必要がある。

また、法人課税で偏在是正する場合に、分割基準や清算基準の問題があるが、その問題もトータルで考える必要がある。

○ 清算基準や分割基準は、偏在是正ではなく、税の公平な配分という観点であるべき姿かという議論があり、それ以上のものであってはならない。偏在是正のために分割基準や清算基準を見直そうという議論になってしまうと歯止めがきかなくなると思う。

○ 法人課税については、地方の行政サービスの受益を受けている以上、地方にその財源、税収を配分すべきなんだという議論は各国で共通している。EUにおける分割基準に関してあるべき姿に客体の分布に応じた形でいかに分布させる議論をしており、参考になると思う。

法人事業税の分布を見る際、所得割、資本割、付加価値割それぞれの分布、さらに分割適用前のものがわかれば、何かしらの議論になると思うが。

所得割に関しては分割基準がどれだけ効いているかがある程度見やすい形でわかる。付加価値割について統計的にとりづらいと理解しているが、それが地域別に出るのであれば、本店に集まった税収を分割できるのではない

かという発想だと思う。

- 分割基準があるべき分割、実態を反映しているかの議論と、それを踏み越えて偏在を解消する手段としての調整の仕組みをつくるところに踏み込むべきかという議論だが、それがもうすでに行き詰まった上で地方法人特別税が創設されたと認識している。どう分けるべきか、どう分けることがその企業の実態に適合するののかという議論であれば、結局同じことの繰り返しとなるという印象。その上で、偏在の著しい法人課税を地方税の構成要素として残したいと考えれば、法人課税だけの議論は難しい。例えば、その地方団体でプールする部分を繰り出したらどうかなどの議論もあり得ると思う。
- 地方税はそもそも地方自治体の中でどう負担していくかということで応益課税の考え方が重要。どこで収益が上がったかという議論は必要だが、むしろいくら負担してもらうか、どういう負担なのかを明確にすることが重要。
- 社会保障制度改革国民会議報告書の中で基礎自治体、地方の役割が明確になり、地域の中で介護、子育て等の役割を持つと示された。地方消費税の見直しが行われるときに、地方法人特別税だけを見直すのは、タイミングがずれていると思う。暫定法はしばらく継続して、国と地方の役割、社会保障制度の充実が見えた段階で一緒に見直すほうがスムーズに事が進む。
- 分割基準や清算基準について専門的な議論が行われているが、だからこそ原理原則に沿った仕組みを構築することが必要と思う。少なくとも住民、地域にとって納得されるような仕組みを方向性として出すことが必要。
- 法人二税を各自治体で集めるべきかどうかそもそも論があるが、各自治体が受益と負担を実感できる制度にすることが重要と考える。受益と負担の関係を断ち切り、課税自主権を否定するまで言い切れるか別として、地方共同税という形は厳しいと思う。
基本的には、偏在是正を考える際に財政調整まで念頭に置いて分割基準まで考えるのは行き過ぎ。
- 偏在性の小さい地方税体系の構築については、やはり道半ばであり、引き続き構築に向けてやっていこうという方向性しかないのではないか。
- 地方法人特別税について、社会保障税一体改革法案において、消費税率引き上げの際は見直すという議論が始まっているが、まず、当時特別税をやらざるを得なかった状況が、今解消されているかということが重要。税制のあるべき姿を追求した結果特別税が創設されたわけではない。

- 今回の議論で感じたのは、税源の偏在というより、現在目に見えている税収の偏在。税の理論で地方に分けるのではなく、何らかの財政調整手段として分けるしかないのではないかと。個人的には共同税にならざるを得ないと思う。
- 地方消費税の清算基準については、経済センサス活動調査を活用してより精緻化すると検討されているが、この運用自体によって税の偏在が変わると思うがどうか。
- センサスの結果自体がまだ公表されていないため、現段階においては何とも言えないが、統計的にはカバーできなかったところが補足されるということで劇的に税の偏在が大きく変わるということにはならないと考える。(事務局)

以上